



富 職 第 8 2 号  
令和元年12月26日

富士見市特別職報酬等審議会会長 様

富士見市長 星 野 光 弘

特別職の期末手当の改定に関する意見について（依頼）

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の改定についてご審議いただきたく、  
下記のとおり意見を求めます。

記

1 意見を求める事項

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数（割合）の見直しの考え方について

2 意見を求める理由

昨年度の審議会において、本市の特別職の期末手当の支給月数について、「人事院勧告の改定状況等を踏まえ引き続き検討することが望ましい」と引き続き検討事項とする意見を頂戴したところです。

今年度の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の期末・勤勉手当の支給月数については増改定が行われたことから、当市の職員についても同様に増改定する見込みとなっております。

また、県内他市においては、特別職の期末手当の支給月数は、一般職の期末・勤勉手当の支給月数と連動して改定を行っている団体が多数を占め、平成26年度の人事院勧告以降、一般職の期末・勤勉手当の支給月数増の改定に伴い、特別職の期末手当についても、支給月数増の改定が続いている状況となっております。

一方、当市においては、議会の議員の期末手当は平成21年度から、市長、副市長及び教育長の期末手当は平成22年度から改定を行っておりませんでした。昨年度の審議会の結果、今年度支給月数増の改定を行ったものの、他市との差は依然としてある状況です。

こうした状況から、特別職の期末手当について、支給月数の見直しを検討したく貴審議会の意見を求めるものです。

以上